

分類番号：	A-A3-A37		開示	部開	不開
作成年月日：	2009. 2. 16	担当者		○	
取得年月日：					
保存期間：	3年	区分：1	2	3	4 ⑤ 6
廃棄期日：	2011. 12. 31	理由：協議に関する情報			
本紙を含め：	枚・冊				

官 房 長	審 議 官	文書課長	法令審査官	部 員 等
				 

法令協議について(21. 2. 16)

1 件 名 主管官庁	「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（再協議） 内閣官房 事務次官等会議 未定 閣 議 未定
2 骨 子	国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって適正かつ効率的な行政運営を確保しつつ、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする法律案
3 問題点等	法令協議第40号において意見を提出した。
4 今後の対応	意見なしとして処置したい。 現在協議中の（仮称）について、 再協議の部会については、 再意見に対する回答を受け、対応を確信中。

法令協議第57号 担当：堤（審査第5係）

各局等回答状況

文書課総括係	意見なし	大臣官房広報課	意見なし
文書課情報公開・個人情報保護室	意見なし	大臣官房訟務管理官付	意見なし
文書課環境対策室	意見なし	防衛政策局防衛政策課	意見なし
文書課防衛省図書館	意見なし	運用企画局事態対処課	意見なし
大臣官房秘書課	意見なし	人事教育局人事計画・補任課	意見なし
大臣官房企画評価課	意見なし	経理装備局会計課	意見なし
		地方協力局地方協力企画課	意見なし

事 務 連 絡

2 1 . 2 . 1 6

大臣官房文書課法令審査 御中

大臣官房文書課総括係

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（回答）

標記について、文書課総括係として、意見等ない旨回答します。

大臣官房文書課総括係担当 北川（20231）

関連文書：法協第57号（21.2.12）

分類番号：	A-A3-A37		開 示	部 開	不 開
作成年月日：	2009.2.16			○	
取得年月日：					
保存期間：	3年	区分：1	2	3	4 ⑤ 6
廃棄期日：	2011.12.31	理由：協議に関する情報			
本紙を含め：	1枚・冊				

事務連絡

21. 2. 16

大臣官房文書課（法令審査）御中

大臣官房文書課（情報公開・個人情報保護室）

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（回答）

標記について、大臣官房文書課（情報公開・個人情報保護室）として意見なき旨回答する。

関連文書：法令協議第57号（21. 2. 12）

事 務 連 絡

2 1 . 2 . 1 1

大臣官房文書課（法令審査）御中

大臣官房文書課環境対策室

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（回答）

標記について、大臣官房文書課環境対策室として意見ない旨お送り致します。

事 務 連 絡
2 1 . 2 . 1 3

大臣官房文書課（法令審査） 御中

大臣官房文書課防衛省図書館

（再協議）公文書等の管理に関する法律案（仮称）について（回答）

標記について、図書館として意見等ない旨回答する。

分類番号：	A-A0-A00		開示	部開	不開
作成年月日：	2009.2.16	担当者		○	
取得年月日：					
保存期間：	3年	区分：1	2	3	4 ⑤ 6
廃棄期日：	2012.12.31	理由：協議に関する情報			
本紙を含め：	枚・冊				

事務連絡
21. 2. 16

大臣官房文書課（法令審査）御中

大臣官房秘書課

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（回答）

標記について、大臣官房秘書課として意見なき旨回答する。

関連文書：法令協議第57号（21. 2. 12）

分類番号：A-A8-A80		開示	部開	不開
作成年月日：2009.2.13	担当者		○	
取得年月日：				
保存期間：3年	区分：1 2 3 4 ⑤ 6			
廃棄期日：2012.12.31	理由：協議に関する情報			
本紙を含め 1枚				

事 連 連 絡

21. 2. 13

大臣官房文書課（法令審査）御中

大臣官房企画評価課

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について

標記について、企画評価課として意見なき旨回答する。

分類番号：	A-A9-A90		開示	部開	不開
作成年月日：	2009. 2. 12	担当者	○		
取得年月日：					
保存期間：	3年	区分：1	2	3	4 5 6
廃棄期日：	2012.12.31	理由：			
本紙を含め：	枚・冊				

事務連絡

21. 2. 12

大臣官房文書課(法令審査) 御中

大臣官房広報課

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（回答）

標記について、大臣官房広報課として意見なき旨回答する。

関連文書：法協第55号（21. 2. 12）

分類番号：	A-Ae-Ae0		開 示	部 開	不 開
作成年月日：	2009. 2.12.	担 当 者		○	
取得年月日：					
保存期間：	1 年	区分：1	2	3	4 ⑤ 6
廃棄期日：	2010.12.31	理由：協議に関する情報			
本紙を含め：	枚・冊				

事 務 連 絡

2 1 . 2 . 1 2

大臣官房文書課（法令審査）御中

大臣官房訟務管理官付

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（回答）

標記について、大臣官房訟務管理官付として意見なき旨回答する。

関連文書：法令協議第57号

分類番号：	B-B0-B00		開示	部開	不開
作成年月日：	2009.2.16	担当者		○	
取得年月日：					
保存期間：	3年	区分：1	2	3	4 ⑤ 6
廃棄期日：	2012.12.31	理由：協議に関する情報			
本紙を含め：	1枚・冊				

事務連絡
21. 2. 16

大臣官房文書課（法令審査）御中

防衛政策局防衛政策課

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（回答）

標記について、防衛政策局として意見なき旨回答する。

関連文書：法令協議第53号

平成21年2月16日
事 務 連 絡

大臣官房文書課法令審査 殿

運用企画局事態対処課

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（回答）

標記について、当局において意見ない旨回答します。

大臣官房文書課（法令審査）担当官 殿

人事教育局人事計画・補任課担当

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（回答）

標記について、人事教育局として意見等ございません。

担当：時任（20653）

関連文書：法協第57号（21. 2.12）

分類番号：E-E0-E01		開示	不開	不開
作成年月日：2009. 2. 16	担当者		○	
取得年月日：				
保存期間：3年	区分：1 2 3 4 ⑤ 6			
廃棄期日：2012. 12. 31	理由：協議に関する情報			
本紙を含め 1枚				

事務連絡

21. 2. 16

大臣官房文書課（法令審査） 御中

経理装備局会計課

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について(回答)

標記について、経理装備局として意見なき旨回答する。

関連文書：法令協議第57号

分 類 番 号 : F-F0-F00		開 示	部 開	不 開
作 成 年 月 日 : 2009.2.13	担 当 者		○	
取 得 年 月 日 :				
保 存 期 間 : 3 年	区分 : 1 2 3 4 ⑤ 6			
保存期間満了時期 : 2012.12.31	理由 : 協議に関する情報			
本 紙 を 含 め : 1枚→冊				

事 務 連 絡
20. 2. 13

大臣官房文書課（法令審査）御中

地方協力局地方協力企画課

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（回答）

標記について、地方協力局として質問及び意見なき旨回答する。

関連文書：法協第57号（21. 2. 12）

分類番号:	A-A3-A37	開示	部開	不開
作成年月日:	2009.2.12	担当者	○	
取得年月日:				
保存期間:	3年	区分: 1	2	3
廃棄期日:	2012.12.31	4	⑤	6
本紙を含め:	枚・冊	理由: 協議に関する情報		

審 ← 客 ← 山 ← 堤

法 協 第 5 7 号
2 1 . 2 . 1 2

大 臣 官 房 秘 書 課
大 臣 官 房 文 書 課 総 括 係
大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室
大臣官房文書課環境対策室
大臣官房文書課防衛省図書館 御中
大 臣 官 房 企 画 評 価 課
大 臣 官 房 広 報 課
大 臣 官 房 訟 務 管 理 官 付
各 局 庶 務 担 当 課

大臣官房文書課（法令審査）

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（再協議）

標記について、再協議があったので、各局等の意見を取りまとめた上、下記の日時までには回答されたくお願いいたします。（意見のない場合もその旨回答願います。）

記

質問・・・2月13日（金）1200
意見・・・2月16日（月）1200

文書課担当 堤（☎20285）

主 管 省 庁	内閣官房
協 議 U R L	
ユ ー ザ ー 名	
パ ス ワ ー ド	

事 務 連 絡

平成 21 年 2 月 12 日

各府省等法令担当官 殿

内閣府大臣官房管理室
内閣官房公文書管理検討室
総務省行政管理局

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（再協議）

標記について、2月2日付けで協議したところですが、同日付の条文案中「追って協議」としていた「P」の部分について追加協議します。併せて、内閣法制局の指摘等を踏まえ、所要の修正を行いましたので、修正部分に限り再協議いたします。当該追加及び修正部分については、添付の条文案中、赤字で示しております。なお、「2月2日付け協議版からの変更点」を参考として添付しておりますので、御覧ください。

追加及び修正部分について、御質問、御意見がありましたら、下記の期限までに下記連絡先までEメールにて御提出願います。御提出される場合は事前に電話にてその旨御連絡ください。

期限までに提出のない場合は、御質問、御意見がないものとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

なお、今後の法制局審査等において更に変更があり得ることを御承知おきください。

記

質問提出期限：2月13日（金）17：00

意見提出期限：2月17日（火）正 午

（今後の予定）

事務次官等会議：未定

閣 議：未定

<法令協議担当窓口>

内閣官房公文書管理検討室
（総務省行政管理局情報公開推進室）
越尾（こしお）、浅井、陶山（すやま）

Tel 5253-5359（直通）

Fax 5253-6265

e-mail koubun@soumu.go.jp

公文書等の管理に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とすること。（第一条関係）

二 定義

1 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁及び内閣府の外局、国の行政機関として置かれる機関、施設等機関及び特別の機関で政令で定めるもの並びに会計検査院をいうものとする。

（第二条第一項関係）

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいうものと

二 内閣総理大臣は、この法律に基づく政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき、第四の六の規定による同意をしようとするとき及び第六の一の規定による勧告をしようとするときは、公文書管理委員会に諮問しなければならないものとする。こと。（第二十九条関係）

三 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、関係行政機関の長又は国立公文書館等の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。こと。（第三十条関係）

第六 雑則

一 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができるものとする。こと。（第三十一条関係）

二 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないものとする。こと。（第三十二条関係）

第七 附則

一 この法律は、第五の規定等を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。（附則第一条関係）

二 国立公文書館等が現に保存する歴史公文書等の取扱い等について、必要な経過措置を定めること。

（附則第二条及び第三条関係）

三 国立公文書館法、行政機関情報公開法等について、所要の規定の整備を行うこと。（附則第四条から第十一条まで関係）

公文書等の管理に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 行政文書の管理（第四条―第十条）

第三章 法人文書の管理（第十一条―第十三条）

第四章 歴史公文書等の保存、利用等（第十四条―第二十七条）

第五章 **公文書管理委員会**（第二十八条―**第三十条**）

第六章 雑則（**第三十一条**・**第三十二条**）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって**行政が適正かつ効率**

立公文書館等の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第六章 雑則

（内閣総理大臣の勧告）

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

（地方公共団体の文書管理）

第三十二条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第五条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

第二条第二項第二号中「公文書館」を「博物館」に、「機関」を「施設」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第 号)第二条第七項に規定する特定歴史公文書等

第二十二条を削る。

第二十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「できるよう」の下に「前項に規定するもののほか」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

行政機関の長は、公文書等の管理に関する法律第七条に規定する行政文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

第二十三条を第二十二條とし、第二十四條から第二十七條までを一條ずつ繰り上げる。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第六條 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六條」を「第二十五條」に改める。

第二條第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「公文書館」を「博物館」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二條第七項に規定する特定歴史公文書等

第二十三條を削る。

第二十四條第二項を同條第三項とし、同條第一項中「できるよう」の下に「、前項に規定するもののほか」を加え、同項を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

独立行政法人等は、公文書等の管理に関する法律第十一条第二項に規定する法人文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等の事務所に備えて一般の閲覧に供すると

理 由

公文書等の管理に関する基本的な事項として、行政文書等の作成・保存、国立公文書館への移管等についての原則を定めるとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において適切に保存され、利用に供されるために必要な措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公文書等の管理に関する法律案 新旧対照条文

(目次)

○ 国立公文書館法(平成十一年法律第七十九号) (附則第四条関係)	1
○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号) (附則第五条関係)	5
○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号) (附則第六条関係)	8
○ 独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十九号) (附則第七条関係)	11
○ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第 号) (附則第八条関係)	12
○ 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号) (附則第九条関係)	17
○ 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号) (附則第十一条関係)	19

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 行政文書の開示（第三条―第十七条） 第三章 不服申立て等（第十八条―第二十一条） 第四章 補則（第二十二条―第二十六条） 附則 （定義） 第二条 （略） 2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの 二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二条第七項に規定する特定歴史公文書等	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 行政文書の開示（第三条―第十七条） 第三章 不服申立て等（第十八条―第二十一条） 第四章 補則（第二十二条―第二十七条） 附則 （定義） 第二条 （略） 2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの 〔新設〕

三 政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

〔削除〕

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第二十二條 行政機関の長は、公文書等の管理に関する法律第七条に規定する行政文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、前項に規定するもののほか、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（行政文書の管理）

第二十二條 行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 行政機関の長は、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第二十三條 〔新設〕

行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

3 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第二十三条 (略)

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第二十四条 (略)

(地方公共団体の情報公開)

第二十五条 (略)

(政令への委任)

第二十六条 (略)

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第二十四条 (略)

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第二十五条 (略)

(地方公共団体の情報公開)

第二十六条 (略)

(政令への委任)

第二十七条 (略)

公文書等の管理に関する法律案参照条文

(目次)

○ 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号) (抄)	1
○ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号) (抄)	3
○ 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号) (抄)	3
○ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号) (抄)	4
○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号) (抄)	4
○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号) (抄)	7
○ 行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号) (抄)	11
○ 情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号) (抄)	12
○ 国立公文書館法(平成十一年法律第七十九号) (抄)	14
○ 公文書館法(昭和六十二年法律第一百五十五号) (抄)	15
○ 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号) (抄)	16
○ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号) (抄)	16
○ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(平成二十一年法律第 号) (抄)	17
○ 行政不服審査法案(平成二十一年法律第 号) (抄)	17
○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号) (行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案による改正後) (抄)	27
○ 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号) (消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案による改正後) (抄)	29
○ 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(平成二十一年法律第 号) (抄)	30
○ 消費者庁設置法(平成二十一年法律第 号) (抄)	32

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 （略）

○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等（以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第一条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(行政文書の管理)

第二十二条 行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 行政機関の長は、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十三条 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

（施行の状況の公表）

第二十四条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実）

第二十五条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

（地方公共団体の情報公開）

第二十六条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

（政令への委任）

第二十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。